

令和4年1月

事業主様

全国健康保険協会 千葉支部

「医療費のお知らせ」の配付について（お願い）

健康保険事業の運営につきましては、日頃よりご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、貴事業所に勤務されている加入者ご本人様（被保険者）とそのご家族様（被扶養者）の「医療費のお知らせ」をお送りいたします。

ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、対象の被保険者（従業員）様にお渡しいただきますようお願いいたします。

なお、医療費に関する記載内容には、個人の秘密に属する内容も含まれていますので、
開封せずに被保険者様にお渡しいただきますよう、慎重な取り扱いをお願いいたします。

今回の「医療費のお知らせ」では、主に令和2年10月から令和3年9月までに医療機関等を受診された分を記載しております。

※ 健康保険から医療機関へ支払われる医療費は、被保険者様と事業主様に負担いただいた保険料と国からの補助金によってまかなわれています。この貴重な財源を有効に使うためにも一人ひとりが日々の健康管理に心がけていただきますようお願い申し上げます。

退職等によりお渡しすることが出来ない場合には、お手数ですが、同封の返信用封筒にて開封せずに全国健康保険協会宛てに返送していただきますようお願い申し上げます。

「医療費のお知らせ」についてのお問い合わせは、以下までお願いいたします。

全国健康保険協会（協会けんぽ） 千葉支部

〒260-8645 千葉市中央区新町3-1-3 千葉TNビル2階 代表電話 043-382-8311

◆ 医療機関等(医科・歯科・薬局)に関するものはレセプトグループへ

TEL : 043-382-8314

◆ 接骨院・整骨院(柔道整復師)に関するものは業務グループへ

TEL : 043-382-8312

お電話のおかけ間違いにご注意ください。**【便利なチャットポットをご利用ください！】**

- 医療費のお知らせに関するご質問について、AIを活用し、会話形式でご案内いたします！
- 24時間365日、手軽にスマートフォンやパソコンからご利用いただけます！



ご利用はこちら

※スマートフォン等で二次元コードを読み取り、ご利用ください。

「医療費のお知らせ」に関する注意事項

1. 「医療費のお知らせ」は、 すべての加入者の方に送付されるわけではありません。

・次のような場合には「医療費のお知らせ」は送付されませんのでご注意ください。

- ☑ 対象期間に受診していない
- ☑ 「医療費のお知らせ」の作成前に退職した
- ☑ 個人で送付不要との申し出を協会けんぽに行っている など

2. 「医療費のお知らせ」は、 医療費控除の申告手続きにも使用できます。

- ・所得税の申告手続きに間に合うよう、すみやかに各加入者へ配付をお願いします。
- ・医療費控除の申告手続きについては国税庁ホームページ又は管轄の税務署にご確認ください。

3. 紛失等により再発行をご希望の場合は、加入者ご本人様にて 「医療費のお知らせ依頼書※」をご記入のうえ、協会けんぽに お申し込みいただきますようご案内ください。

※ 依頼書はホームページからダウンロードできます。

協会けんぽ千葉

検索

健康保険証の早期回収について

日本年金機構への届出

- ◆ 従業員（被保険者）が退職される場合は、健康保険証を早期回収し、日本年金機構へ届出（※1）が必要となります。

（※1）日本年金機構の「被保険者資格喪失届」＋健康保険証（被保険者分、全ての被扶養者分）

- ◆ 従業員家族（被扶養者）が就職等により扶養から外れる場合も、健康保険証を早期回収し、日本年金機構へ届出（※2）が必要となります。

（※2）日本年金機構の「被扶養者（異動）届」＋健康保険証（扶養から外れる被扶養者分）

電子申請の資格喪失届等にかかる添付書類（健康保険証）

- ◆ 「被保険者資格喪失届」や「被扶養者（異動）届」を電子申請で届出られた場合、添付書類である健康保険証は日本年金機構に郵送することになります。
この際、健康保険証には必ず **e-Gov** から印刷した『状況確認画面』（※3）を添えて速やかに日本年金機構へ送付願います。

（※3）どの電子申請の健康保険証かを特定するためには『状況確認画面』の「**到達番号**」が必要です。

● 健康保険証が添付できない場合は、日本年金機構の「被保険者証回収不能届」の添付が必要となります。

● 健康保険証の回収処理状況によっては、被保険者宛てに保険証の回収催告文書が発送されることがありますので予めご了承願います。

けんぽだより

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

「健康な職場づくり宣言」で
職場の健康づくりを始めましょう!

コロナ禍により、このようなストレスを抱えていませんか？

- テレワークやイベント中止による運動不足
- 自粛生活によるコミュニケーション不足

「健康な職場づくり宣言」で健康づくりに取組むと、
労働生産性の向上や、事業所のイメージアップが期待できます!

「健康な職場づくり宣言」とは？

健康経営[®]を始めるための第一歩として、従業員の健康管理に積極的に取組む事業所であることを宣言します。
健診の受診、禁煙の促進などについて事業所ごとに取組む事項を選択し、協会けんぽと一緒に実践します。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

宣言方法

リーフレットや
宣言書は
こちら▶

STEP1

課題の確認

- ①社内で取組む健康づくりの内容を検討

STEP2

お申込み

- ②「宣言書」を記入し、協会けんぽへ提出(FAX可)

STEP3

チャレンジ

- ③協会けんぽから認定証を発行健康づくりをスタート!

「健康な職場づくり宣言」事業所が受けられる特典(サポート)

①事業所カルテ(健康度見える化BOOK) 定期送付

自社の健診や医療費等の状況が確認できます
※被保険者数によっては、提供できない場合もございます

②歯科健診無料実施[令和4年2月まで受診可能]

心身の健康を維持するために受診しましょう

③健康づくりやメンタルヘルスに関する出張セミナーの実施

お申込みに応じて、講師が出張しセミナーを行います
※オンライン可能

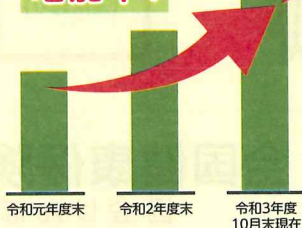
④広報紙「健康Times」定期送付

健康づくりに役立つ情報などをお届けしています

特典(サポート)の
詳細内容は
こちら▶協会けんぽ千葉支部
「健康な職場づくり宣言」事業所数

増加中!

677社



健康保険証の早期回収について

日本年金機構への届出

- ◆ 従業員(被保険者)が退職される場合は、健康保険証を早期回収し、日本年金機構へ届出(※1)が必要となります。
(※1)日本年金機構の「被保険者資格喪失届」+健康保険証(被保険者分、全ての被扶養者分)
- ◆ 従業員家族(被扶養者)が就職等により扶養から外れる場合も、健康保険証を早期回収し、日本年金機構へ届出(※2)が必要となります。
(※2)日本年金機構の「被扶養者(異動)届」+健康保険証(扶養から外れる被扶養者分)

電子申請の資格喪失届等にかかる添付書類(健康保険証)

- ◆ 「被保険者資格喪失届」や「被扶養者(異動)届」を電子申請で届出られた場合、添付書類である健康保険証は日本年金機構に郵送することになります。
この際、健康保険証には必ずe-Govから印刷した『状況確認画面』(※3)を添えて速やかに日本年金機構へ送付願います。
(※3)どの電子申請の健康保険証かを特定するためには、『状況確認画面』の「到達番号」が必要です。

- 健康保険証が添付できない場合は、日本年金機構の「被保険者証回収不能届」の添付が必要となります。
- 健康保険証の回収処理状況によっては、被保険者宛てに保険証の回収催告文書が発送されることがありますので予めご了承ください。

年末年始のお知らせ

年末年始は書類の提出が集中するため、通常よりも給付金の支払い等に時間がかかる場合がございます。お早めにお手続きをお願いいたします。



協会けんぽ 千葉支部 営業日のご案内

12/28 (火)	29 (水)	30 (木)	31 (金)	1/1 (土)	2 (日)	3 (月)	4 (火)
○ (通常通り)	休	休	休	休	休	休	○ (通常通り)



 **全国健康保険協会 千葉支部**
協会けんぽ

〒260-8645
千葉市中央区新町3-13千葉TNビル2階

☎ 043-382-8311 (代表)

 お手続きは郵送をご利用ください。

協会けんぽ 千葉 検索

 **メールマガジン配信中!** 無料

健康保険や健康づくりのタイムリーな情報をお届けします。

登録方法

- ①ご登録画面にアクセス
- ②“新規登録”をクリック
- ③メールアドレス等を入力し、登録

ご登録方法は
こちら▼

